①　中間前金払制度について

　◇　中間前金払は、『工事』の請負契約において、当初の前金払（請負代金の４０％以内）に加え、工事の中間段階で中間前金払（請負代金の２０％以内）を行う制度です。

　◇　請求時に、出来高検査を行わないので、分部払制度に比べ、発注者・受注者双方の負担が軽減されます。

例：請負金額　2,000万円　前払率　40％　中間前払率　20％　の工事の場合

着工

中間

完成

前払金　800万円

中間前払金　400万円

完成代金　800万円

② 中間前金払の支払要件について

　◇　入札公告等により、前金払及び中間前金払が『適用』になっていること。

　◇　工事の受注者が、請負契約締結時に『中間前金払』を選択していること。

　　※契約時に部分払を選択した場合は、中間前金払の支払はできません。

　◇　・『工期の１/２以上を経過している』

　　　・『工程表で示す作業の１/２以上が行われている』

　　　・『工事の出来高が請負金額の１／２以上に達している』

　　　の３項目を満たしていること。

　◇　中間前金払を請求する際に、保証事業会社と中間前金払に関する保証契約を締結し、その保証証書を市に寄託すること。

③ 中間前金払の手続きについて

発　注　者

受　注　者

①入札公告等において中間前金払が適用になることを表示

　「種別：建設工事　契約金額：130万円以上」

②請負契約締結時に『中間前金払』を選択する。

③認定請求 [認定請求書・工事履歴報告書・実施工程表の提出]

④認定 [認定調書の交付]

⑤中間前払金請求書 [中間前金払に関する保証証書の提出]

⑥中間前払金の支払

　　　　年　　月　　日

　(宛先)　笛吹市長　　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　　住所(所在地) |  |  |
| 受注者　商号又は名称 |  | 印 |
| 　　　　(職)氏　　名 |  |  |

中間前金払認定請求書

　次の工事について、笛吹市建設工事標準契約約款第３４条の規定に基づき、中間前払の認定を請求する。

|  |  |
| --- | --- |
| 契約番号 |  |
| 工事名 |  |
| 工期 | 　　　　年　　月　　日 | から | 　　　　年　　月　　日 | まで |
| 契約金額 | 金　円 |
| 契約年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| (出来高予定額) | ( |  | 年度 | 金　円) |
| ※2 | ( |  | 年度 | 金　円) |
|  | ( |  | 年度 | 金　円) |
| 摘要 |  |

　(注意)　1　認定資料として、「工事履行報告書」及び「実施工程表」を添付すること。

　　　　　2　債務負担行為による複数年契約の場合は、各年度の出来高予定額を記入すること。

(笛吹市　中間前金払認定用)

工事履歴報告書

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　受注者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 商号又は名称 |  |  |
| 現場代理人 |  | 印 |
| 主任技術者又は監理技術者 |  | 印 |
| 専門技術者 |  | 印 |

|  |  |
| --- | --- |
| 契約番号 |  |
| 工　事　名 |  |
| 工　　　　期 | 　　　　年　　月　　日 | から | 　　　　年　　月　　日 | まで | 　　　 | 日間 |
| 出来高認定日 | 　　　　年　　月　　日 | ※工期の1/2に当たる日(　　　　年　　月　　日) |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 月別 | 計画工程Ａ | 実施工程Ｂ | (Ｂ－Ａ)Ｃ | 備考 |
| 　　　　年 | 　　月 |  | ％ |  | ％ |  | ％ |  |
|  | 　　月 |  | ％ |  | ％ |  | ％ |  |
|  | 　　月 |  | ％ |  | ％ |  | ％ |  |
|  | 　　月 |  | ％ |  | ％ |  | ％ |  |
|  | 　　月 |  | ％ |  | ％ |  | ％ |  |
|  | 　　月 |  | ％ |  | ％ |  | ％ |  |
|  | 　　月 |  | ％ |  | ％ |  | ％ |  |
|  | 　　月 |  | ％ |  | ％ |  | ％ |  |
|  | 　　月 |  | ％ |  | ％ |  | ％ |  |
|  | 　　月 |  | ％ |  | ％ |  | ％ |  |
|  | 　　月 |  | ％ |  | ％ |  | ％ |  |
|  | 　　月 |  | ％ |  | ％ |  | ％ |  |

(注意)　1　実施工程表(計画工程と実施工程を対比できるもの)を添付すること。

　　　　2　計画工程は、最新の工程表によること。

　　　　3　実施工程は、当該報告日までの出来高累計を工事日誌等により記載すること。

|  |
| --- |
| (市役所確認欄) |
| 　□　出来高認定日は、工期の1／2に当たる日以降である。 |
| 　□　計画工程において工期の1／2までに実施する工種が、実施済みである。 |
| 　□　実施済みの工費が請負金額の1／2以上である。 |
| 　　　　　　年　　月　　日　上記内容について確認しました。 | (監督員　職・氏名) |
|  |  | 印 |

中間前金払認定調書

|  |  |
| --- | --- |
| 契約の相手方 |  |
| 契約番号 |  |
| 工事名 |  |
| 工期 | 　　　　年　　月　　日 | ～ | 　　　　年　　月　　日 |
| 契約金額 | 金　　　円 |
| 契約年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 摘要 |  |
| 　上記の工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることが出来る要件を具備していることを認定する。『認定しない。』 |
| 　　　　　　　　　年　　月　　日 |
| 笛吹市長　　【氏名】　　㊞　　　　　 |

　　　　※上記中間前金払を認定する場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 中間前金の額 | 金　　円 | 以内 | 契約金額の２０％以内１万円未満切捨て |

様式第15号(第38条関係)

　　　　年　　月　　日

　笛吹市長　様

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　　　所　 |  |
| 受注者　商号又は名称　 |  |  |
| 氏　　　　名　 |  |

中間前払金請求書

　次のとおり中間前金払を受けたいので、笛吹市建設工事執行規則第３８条第３項

の規定により、請求します。

１　請求額（１万円未満切捨て）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |  |
|  |  |  |  |  |  | **０** | **０** | **０** | **０** |

２　工事内容・前払金

|  |  |
| --- | --- |
| 契約番号 |  |
| 工事名 |  |
| 請負代金額 |  |
| 前払率 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％ |
| 算出金額 |  |

３　振込先

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 銀行　信用金庫信用組合　農協 |  | 本店支店 |
| フリガナ |  |
| 口座名義 |  |
| 預金種類 | 普通・当座 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |

備考

１　中間前払金の請求は、前払金の支払いを受けていることが条件となります。

また、保証事業会社と中間前金払に関する保証契約を締結し、その保証証書を

発注者に寄託する必要があります。

２　中間前払金の支払率は、請負代金額の10分の2以内です。

建設工事請負契約書の作成方法

分部払と中間前金払の何れかを選択し、不要な方を消去すること。

　8　支払条件　　前金払40％以内、〖部分払　回以内 中間前金払20％以内〗及び完成払

　8　支払条件　　前金払40％以内、中間前金払20％以内及び完成払

契約書の「支払条件」

『中間前金払』を選択する場合は、『部分払』を消去すること。